

決算審査特別委員会記録

<農林部>

開催日時 平成28年10月14日(金) 13:02~14:39

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
大国 正博 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
川田 裕 委員
西川 均 委員
中野 雅史 委員
乾 浩之 委員
宮本 次郎 委員
今井 光子 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 浪越 副知事
榎原 会計管理者(会計局長)
一松 総務部長
福谷 農林部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第92号 平成27年度奈良県歳入歳出決算の認定について

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから日程に従いまして、農林部の審査を行います。

これより審議に入ります。

その他の事項も含めまして、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんにはいつも言うておりますが、委員の質問に対して、明確かつ簡潔にお答えをお願いします。

それでは、ご発言願います。

○梶川委員 まず、今話題のＴＰＰについて、きょうからいよいよ審議が始まったようですが、我が県の対応の仕方などを聞かせてほしいと思います。政府は平成２５年に参加表明して以来、参加表明国と協議を重ねて、昨年１０月に大筋合意をしました。まさに、いよいよきょうからその議論が始まるわけですが、新聞報道などを見ていると、資料をほとんど真っ黒に塗り潰して、肝心なところがわからないような資料を持ち帰って、我々国民の前に見せているわけですが、アメリカ大統領選でもＴＰＰについて、両候補、クリントン氏やトランプ氏が承認しないというような言い方をしているから、本当にそうなるのかどうか、先行き不透明なところがあります。いずれにしてもＴＰＰ協定については国が責任を持って影響を明らかにしなければならないと思うわけですが、特に奈良県の農業分野がどうなっていくのか気になるところです。少なからず農業に対するＴＰＰの影響があると考えますが、農林部としてはどのような形で本県の農業を守っていこうとしているのかをまず聞かせてほしいと思います。

○福谷農林部長 ＴＰＰ協定の交渉につきましては、昨年１０月、交渉参加１２カ国の閣僚会議におきまして大筋合意に至りました。現在、国会において政府が新しい経済圏を活用して経済を成長させていきたいという考え方に基づき議論されているところです。

一方、本県の農業はイチゴや柿、小菊など、都市近郊の園芸を中心に展開しています。ＴＰＰ協定に対する影響は少ないものと考えていますが、国会で承認される、されないにかかわらず、本県の特性を生かした奈良らしい農業を着実に進めることが重要であると考えています。むしろＴＰＰ協定をチャンスと捉え、品質の高い県産農産物の生産と安定供給、首都圏や海外での販路拡大を加速化し、消費者のニーズに対応できる生産体制構築に向け、意欲のある担い手と協働して農政を展開していきたいと考えています。以上です。

○梶川委員 ＴＰＰ協定をチャンスと捉える、それは確かに言葉で言えばそうかもしれませんが、実際生産者は今まで、全国的にいろいろな連携もあり、反対を表明して来られたわけですが、それらがチャンスに転機するような、そんな甘いものだとは思えないのですが、大丈夫ですか。

○福谷農林部長 いろいろ心配をいただいているところです。確かに、県内の農家の方は、ＴＰＰに関しては非常に心配されていることも事実です。県行政としては、先ほど申し上げました、例えば輸出の拡大、販路拡大に対しては具体的に私も香港に行ってＰＲをしたり、またフランスにも行ってＰＲをしました。ＰＲをする中で、逆に海外の方の捉え方と

というのは、特にご承知のように、奈良県は柿が有名で、柿は非常にいいという話も聞きますので、県に帰って、直接農家の方にお伝えしたり、イチゴも、そういう形でキャッチボールをしながら、心配を解くことも県の重要な仕事だと考えております。以上です。

○梶川委員 それでは、そういうことをしっかりやってほしいと思います。

新聞紙上ににぎわせているSBSの米ですが、これらは主として取り締まったり調査するのは国の農政局の仕事かわかりませんが、県はこれらにはどうかかわっていくのか、何かあるのでしょうか。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） SBSについてはウルグアイラウンドの中で貿易をするという意味で、日本は米についてはミニマムアクセスということで、最低限これだけ輸入しましょうという協定の中で動いている中の、取引の方法として、SBS方式というものがあるのですけれども、委員お述べのように、SBS方式は、売り手と買い手が協定した中で値段交渉したものを政府が買い取るという取引のやり方で、今後の市場の外国産米の流通の一般の貿易をする場合の指標としてその取り組みをしているのですけれども、奈良県の場合、当然外国米の輸入を扱っている業者もあるかと思いますが、直接農家に輸出関係で影響しているということは今のところ余り聞いておりません。以上です。

○梶川委員 一緒に農政局と調査に行くことは具体的には決まってないのでしょうか。もしあるとすれば窓口は農林部か、あるいは消費者センターというようなところか、細かいことはまだ決まっていないわけですか。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 決まっていると思うのですけれども、そこまで掌握しておりませんので、申しわけございません。

○梶川委員 わかりました。

いずれにしても、これから日本の農業が、いい方向に行けばいいですが、そうでない場合、県も日本の農業、奈良県の農業を守るためにしっかりやっていただきますように要望して終わります。

○宮本委員 1点お聞きしたいと思います。

新規就農者への支援について伺いたいと思うのですが、その前に一つだけ意見として申し上げておきたいと思います。TPPの問題について、本当に輸入米をめぐってはいろいろな問題が発生している状況にあると思います。先ほどの答弁を聞いていますと、消費者としては心配するところもあり、県は問題点をしっかり正確に把握していただいて、情報

を共有していただかないと困ると思われましたので、その点は意見として申し上げておきたいと思います。

さて、新規就農者への支援についてですが、特にこの間、リーディング品目などについてブランド化を図っていこうということで、初期投資に対する支援が非常に今、重要になってきていると思います。イチゴ農家を目指そうという場合に、例えば農地の確保をはじめ、ビニールハウスを取得したり、水耕栽培の機材や設備の取得に関して、およそ1,000万円から、それを上回るような資金が必要になってくると。私の地元の平群町でも、小菊栽培の場合には、出荷するために必要な裁断のための機械やこん包する機械が必要になってきますし、また農地で栽培するために必要ないろいろな資材がございます。こういった場合の初期投資をどのように確保していくか、あるいは販売先を開拓していく際の費用について課題を抱えていると思うのです。新規就農者への支援について、おおむねどのような取り組みを行っているのかをお聞きしたいのが1点です。

それから、特に農業以外の分野から新規就農する場合に、初期投資の経済的な負担があると思うのですが、県の具体的な取り組みとあわせて、国のいろいろな補助制度を見ると、やはり大規模農家に有利なポイントがあったり、米や麦にシフトしているような面がどうしても否めないと思うのです。そういう点で、本県がリーディング品目としているような比較的小規模な農家の場合に、どのようにして国の補助制度を有利に受けられるような工夫をしていくのかという点について、何か考えがあればお聞きしたいと思います。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） まず本県における平成27年度の就農者は全部で61名、その内訳は自営農業就農者、農家の出身者が15人、農外からの新規参加者が17人、法人などの雇用就農者が29人となっています。本県の農業振興を図っていくために、自営農業の就農者はもとより、非農家からの新規参加者を含め、新規就農者を確保することが非常に重要だと認識しています。その際、農外からの就農に関しては、特に農地の確保や初期投資、販路の確保、生活面などにおいて、まさに今、委員がおっしゃったように課題が多いと認識しております。県としては、まず県の4つの農林振興事務所に担い手ワンストップ相談窓口を設置し、新規参加者や新規参加を希望している方々の声に丁寧に耳を傾けるとともに、就農直後の重点的な支援を実施しているところです。

具体には、1つ目として、農地の確保について、居住地や栽培品目などを考慮した上で、農地中間管理機構であるなら担い手・農地サポートセンターにおいて県が率先して農地の

マッチングをサポートしています。

2つ目として、農業技術の習得につきまして、指導農業士など、その先進農家のもとで長期の実践的な研修を行っていただくとともに、就農後の安定的な所得の確保に向けた普及指導員によるフォローアップを実施しているところです。

3つ目として、国の補助制度により経営の不安定な就農直後に生活費を支援する青年就農給付金の支援などを行っています。

4つ目として、委員がおっしゃったような機械の設備投資に関して、経営改善計画を策定した新規就農者や認定農業者などの担い手に対して農業施設の整備や農業用機械の導入の支援を行っているほか、低利または無利子で活用できる融資制度を用意しているところです。

農業施設や機械の補助制度の活用につきましては、全体の要望額が今、予算額を上回っているような状況でございます。そうした中で、農地集積などポイント制により、ポイントの高い農家から配分されるという制度の仕組みになっています。そういったことから、奈良県下においても採択されない新規就農者など、担い手も生じているところです。これに対しては、まずは予算の拡充を国に要望していくとともに、県としても手を挙げている農家が次年度に向けて基準となるポイントをアップできるようなアドバイス、サポートを行っているところです。

このように、新規参入者を含めて、意欲ある担い手が将来展望を持って農業経営を展開できるよう、県としても、きめ細やかに対応していきたいと考えているところです。以上です。

○宮本委員 新規就農者、そして1年目から2年目へのステップアップというようなことが問題意識として語られたように思うのですが、新規就農者はこれでよくわかりました。それから、いわゆる兼業農家の方、あるいは退職後に農業をしようという方の支援として、農業大学校でさまざまな支援をされていると思うのですが、NAFICは、フードということで、シェフを養成するというところで注目を集めました。今度はアグリということで再編成をされたと思うのです。そこでの学生の受け入れ状況や、退職後に農業をやろうと、あるいは兼業農家として技術を上げようという場合のフォローアップや支援はどのように強化されているのか、関連してお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） まず、NAFICのアグリについても、従来の農業大学校を改編して、この9月に校舎も桜井市に移転

して始まったところです。アグリにおいては今年度、学生定員20名のところに20名入り、鋭意やっているところですが、2年目から来年度に向けてはもっと実践的な内容、例えば農家にもっと入っていくインターンシップ的なものを入れて新規就農者の生産もそうですが、経営といったところもスキルアップしていくように、取り組んでいるところです。

そしてもう1点、兼業農家、もしくはリタイアしたサラリーマン、退職後の農家の方々に対しては、世代交代で、今から新たに稲作にチャレンジしようというやる気のある農家を対象に、米づくりの研修会を地域ごとに実施しています。受講者の大半が兼業農家であり、そのようなことにも取り組んでいるところです。加えて、普及指導員がそういった農家に対しても高品質な米生産に向けた技術指導に取り組んでいるところです。以上です。

○宮本委員 あと1点お聞きしたいのですが、リーディング品目の中でも小菊については、今年度から新しい出荷センターも整備していただき、非常に出荷がしやすくなり、これまで週1回まとめてやっていたものを小出しに2日、3日で出荷できるということで、これからどんどん新規就農者がふえていける条件があると伺っています。

一方で、イチゴはなかなか大阪、あるいは近畿圏全体の市場において、例えば福岡県や佐賀県のあまおう、さがほのかをしのぐロットで出せるような、大手のスーパーに乗せていくという数の点でいえば、まだまだ成功していないのではないかとということであると、これからどんどん新規就農者を支援して、産地として集積をしていき、全国チェーンスーパーなどの市場の流通に乗せていくことがどうしても必要ではないかと思うのです。イチゴでは古都華やアスカルビーがあり、特に平群町では古都華の生産に力を入れているのですが、集積化、あるいは販路開拓という点で何か取り組み、あるいは見通しなどがあるのかどうかもお聞きしたいと思います。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） イチゴについて、県でもリーディング品目として推進しているわけですが、委員お述べのように、個々の経営者を見ますと、規模が小さいということもあり、技術レベルも固まっていないところがよくありますので、なかなかその他品目、例えば柿のように協同で集荷、選果して、他府県のように大量ロットでという流通が今、奈良県では困難な状況ですが、今後、新規就農者がイチゴで就農していこうという場合に、規模を拡大していくことへの県の技術支援として、例えば高設栽培という方法により、今まではなかなか労働的に厳しかったところを雇用経営を入れられる条件になってきています。そういったところで個々

の経営者が規模拡大できますと、人数が少なくても産地の規模は大きくなりますので、協同で選果施設や、出荷ルートの開拓も可能になってきます。

県としてはそういった条件の整備に向けて、生産者技術のアップと、条件整備の推進のための組織育成、最後に、インパクトとしては一番重要だと思いますけれども、新たな品種を設けることにより、生産者の協同出荷率を固めて、できるだけ産地化できるような施策を進めていきたいと考えています。

○**今井委員** 木質バイオマス発電に関して伺います。

平成28年3月に大淀町に木質バイオマス発電所のクリーンエナジー奈良が稼働されました。これは奈良県の再生可能エネルギーでもある木質バイオマスを燃料として電力を供給するという事で、木質バイオマスの発電事業を通じて林業そのものの活性化をするという目的でつくられた会社だと伺っています。私どももずっと再生可能エネルギーをと言っていましたので、この事業については大変注目をしているわけですが、クリーンエナジー奈良に原材料を入れている、I・T・Oという会社において8月から9月の1カ月間に3名の労働者の死亡事故がございまして、さきの委員会でも取り上げさせていただきました。

先日の新聞報道によると、労働基準監督署が書類送検をしたと書かれ、また11日には奈良工場でもショベルカーに挟まって亡くなったという事故で会社と工場責任者が労働安全衛生法違反の疑いで奈良地方検察庁に書類送検されたと報道され、あと1件が未解明だと思います。この事故に関連して工場が停止したということも聞きましたが、材料が入らないと電力をつくることができないと思いますが、この工場の稼働状況が今どうなっているのか、クリーンエナジー奈良に与える影響がどうなのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○**中村奈良の木ブランド課長** 現在、発電の燃料となる未利用間伐材は約4万トンで、安定的に入荷していることや、チップを生産しているのは、現在は株式会社I・T・Oの吉野工場、通常どおり生産していることもあり、今後も発電所の安定した経営が維持できるものと考えています。以上です。

○**今井委員** 県はこの事業に関連して、国からの貸付金14億円を貸していますけれども、この事業の総事業費が幾らなのか、また貸し付け条件に自己資金の比率の決まりがあるのか、その点をお尋ねします。

○**中村奈良の木ブランド課長** クリーンエナジー奈良の木質バイオマス発電所施設整備に

当たり、総事業費約33億円に対して、県は国の森林整備加速化・林業再生事業を活用して、全額国庫で14億円、無利子融資を実施しています。償還については、平成29年3月から15回にわたり9,333万円ずつ均等に償還されることになっています。また、創業して間もない時期ですので、平成28年3月末の決算では、自己資本比率は6.3%となっています。以上です。

○今井委員 国の貸し付けでお尋ねしましたがけれども、南都銀行を通してシンジケートローンというのが組まれて、南都銀行、第三銀行、奈良中央信用金庫、大和信用金庫と、4つの銀行が貸し付け条件を統一して貸し付けているということですが、これが18億円という金額で、南都銀行のホームページに出ていた内容です。ここを見ると、18億円にプラスして、奈良県と言われたのは14億円だと思いますが、日本政策金融公庫も別枠で融資をしているということになっておりますが、これはどれぐらいの融資を行っているのか教えていただきたいと思えます。

○中村奈良の木ブランド課長 南都銀行の融資は18億円ですが、日本政策金融公庫からの融資は4億円で、返済も計画どおりに行われているという状況です。

○今井委員 自己資本比率が6.3%と言われましたけれども、県の計画で見たら、2億7,000万円が自己資本ということになっており、政策金融公庫の一般的なもので見ると、自己資本比率が大体平均で27%になっていると書かれていますので、これから見たら自己資本比率が少ないという印象を受けるのですけれども、ほかのところの融資が何年返済かわかりませんが、本当にこれだけたくさんのお金を借りて15年間、きちんと返していただける見通しがあるのかどうかについてお尋ねします。

○中村奈良の木ブランド課長 自己資本比率の問題ですが、創業が去年の12月中旬です。まだ間もないということで、19%ぐらいまでは操業開始の事業でありまして、例えば20%から40%ぐらいが普通、それ以上が優良企業と大体判断されています。返済が15年間と長期にわたることから、県はクリーンエナジー奈良に対して20年間の事業シミュレーションを作成させたところです。それにより、毎年の粗利益から借入金を返済した後の手元資金がマイナスにならないことを確認しています。以上です。

○今井委員 これは発電ということですがけれども、売り先、買っていただく保証はどのようになっていますか。

○中村奈良の木ブランド課長 木質バイオマス発電所については、平成26年3月31日付で電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法という法律がご

ざいます。それに基づき、国の整備認定、いわゆるFIT制度を取得しております。これは固定価格の買い取り制度で、今後20年間にわたり、有利な売電価格が保証されているということです。以上です。

○今井委員 国で保証していただくことを見越してこれだけお金を貸しても返せるだろうということで始められていると思いますけれども、特に農林分野に関して、国の政策が非常にころころと変わりますので、本当に信用できるのかと不安がございます。

今回の決算に関しても、林業基金の倒産に伴って60億円ぐらいの県の損失も出ていますが、当初は若い木を買って投資をすれば何倍にもなるという夢のようなことで、たくさんの方が、緑のオーナー制度などにも参加してきた経緯があると思いますが、実際には50万円ぐらい投資しても、木材の価格はどんどん安くなっていき、30万円ぐらいしか手元に残らないと。国はそういう方向を出しながら、片方では木材の輸入の自由化をどんどん進めていくという、非常に相反するようなことをやっていますので、この事業についてもきちんと見ていかないと、最後の段階で返せなくなることがないようにしていただきたいと強くお願いしたいと思いますが、その点で意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○中村奈良の木ブランド課長 奈良県林業基金とFIT制度との根本的な違いは、まず事業期間の長さです。奈良県林業基金は50年から90年という長い間の実績があり、FIT制度は20年間です。それから、市場価格で取引される問題がありましたが、FIT制度については売電価格が固定されていますので、その点については大きな違いが出ています。

今後の対応ですが、同発電所に融資を行っている南都銀行や日本政策金融公庫とも必要に応じて収支状況や売電状況の情報交換を行います。経営状況の変化にいち早く対応できるように努めるとともに、発電所の安定した経営がなされるように指導してまいりたいと考えています。以上です。

○今井委員 これにこだわりましたのが、奈良県の中小企業の高度化資金の最初の貸し付けの構造によく似ていましたので、途中でだめになるというようなことがないように、ぜひきちんと見ていただきたいと要望しておきたいと思います。

もう1点、東京の市場に大和野菜を送っている事業ですけれども、輸送料と売り上げとの関係がどうなっているのか、わかりましたらお尋ねしたいと思います。

○竹田マーケティング課長 首都圏への大和野菜等の取り組み、首都圏への売り上げ増を

目的として、東京トラック便、いわゆる首都圏へのトラック便ということで週3回、大和野菜を含めた形で搬送しております。実績として、資料を探させていただきますので、しばらくお待ちいただけますでしょうか。

○今井委員 すぐに出なかったら、後でも結構です。

○中村委員長 もし今出せなかったら、後で、この委員会が終わってからでも。

○竹田マーケティング課長 はい、後ほど、改めて回答させていただきます。

○今井委員 委員会の途中でも、もしわかったら教えていただきたいと思います。

○竹田マーケティング課長 はい。

○中村委員長 よろしいですか。

○今井委員 はい。

○中村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

○川田委員 さきほどTPPの話が出たのですが、現在、アメリカ等とのタリフラインの交渉はどうなっているのでしょうか。

○中村委員長 もう1回わかりやすく、お願いします。

○川田委員 タリフラインがあります。タリフラインごとの交渉をやっていますから、その関税率を撤廃するかしないかの品目決定もしていきます。その品目決定の状況を見ていかなないと、施策をつくるのだったら、事前にこちらも準備といった行動も起こしていく必要があるから、奈良県に関係があるものかどうかという情報収集が必要だと思うのですが、その点はいかがかということを知りたいのです。

○福谷農林部長 申しわけございません。委員ご承知のように、国で今、実際上のやりとりをされているということで、県もその動向については関心を持って対応していかなければいけないのですが、現在、何もお示しできるものはありませんので、もしそういう情報が入ったら、改めてご報告させていただきたいと思います。

○川田委員 これは前からの持論といいますか、国でも同じですが、農業基本法にも書かれていますように、農家の所得を一般企業並みに合わせていくというのが法の目的になっているわけです。米農家を見た場合でも、本当に何ヘクタールという大きな土地を持っていないと、その商売だけでやっていくのはなかなか難しいという現状で、そのために農地集約を中間管理機構も含めてやっていくと。だから、目的はその土台をつくっていくことだと思いますので、小作がたくさんあっても、なかなかそれだけでやっていくのは難しいと。

今の失業率を考えた場合でも、非常に少なくなってきていますし、近年ではないぐらい

かなり失業率が低いのですが、もう少し低くなってきたら、企業は今度は人手不足に陥ってくるわけですから、例えば昭和40年代に起こっていた季節労働者、季節的要因の仕事に行かれる、兼業農家の仕事はかなりふえてくるだろうと言われているのです。だから先手を打って考えるのであれば、今度は職と兼業農家とのマッチング事業や、どういう仕事があるかということについて、ハローワークもあるのですが、直接農家とかかわっておられるのが農林部ですので、そういった施策を今後つくっていく必要があると思うのです。

だからといって農業価格が大きく上がって農業収入が一気にふえるということとは絶対ないと思いますから、日本経済が成長するときには兼業農家等の人材の労働力とはかなり大きくGDPのプラス要因になってくるということですから、その辺の研究をやっていく必要があると思うのですけれども、その点はいかがですか。

○福谷農林部長 まさしく委員がおっしゃるとおりだと私も思っています。もともと、奈良県は兼業農家率が非常に高い県で、そういった意味では、恐らくその農業産出額をとってみても、平成27年度で402億円ということで、全国的に見ても第44位。全国的な統計、趨勢からしても、やはり米づくりを中心に行っている県が非常に低くなっていると。これは当然米価が下がってくるのだったら当たり前なのですけれども。

そのことと、兼業農家が非常に密接なつながりがある。だからその中で、いかに担い手を確保し、なおかつ兼業農家であるにしても、何とかその雇用の場も含めてどう対応していくかは本当に大きな命題だと認識しています。従来の農地はあくまで保護する、保存する、守っていくという考え方から脱却して、うまくその農家の生活が成り立つように、もっと言うならば農家の所得が上がるような形で施策を考えていかなければいけない。それがこれから中心に考えていかなければいけないことであろうと考えています。

例えば、米作中心のところを野菜に変えていただく。少し数値は古いのですが、大体10アール、1反当たり、米ですと13万円、ひよっとしたら今はもうそれだけないかもしれませんが、それを野菜に変えていただきますと、2サイクル、3サイクルといけますので、単純計算でそれが30数万円になっていくと。ただしそうなる、なかなか兼業というわけにもいかない。その辺をうまく中間管理機構を使って、集約ではないですけれども、うまく貸し出しできるような環境づくりも当然必要だろうと思います。

ただ、そういうことを見たときに、例えば古い慣習で農業用水の問題でなかなか土地を貸していただけないという実態もありますので、そういうことを踏まえて考えたときに、農林部ですけれども、例えば農林振興事務所に今、普及員を各4事務所に置いております。

その普及員が農家に、言葉としては優しい言葉ですが、寄り添う形でその農家の課題を密接に、先ほど答弁でもありましたように、ワンストップサービスの中で解決していくという地道な活動をすることによって、将来的に農家の所得が上がるような施策を講じていかなければいけないと考えているところです。以上です。

○川田委員 大筋そういった話だろうと思うのですが、ただ、貸すといっても、それで生活できなかつたら借りる方がいないわけで、最終的には集約化が必要になってくると思います。これもいきなりあしたになって急激にふえるわけではありませんから、こつこつやるしかないのですけれども、みんなどうしても農業保護ということで、保護は保護で食料というのは一番大事なものですから、日本だけが農業を保護しているように言われますが、アメリカでも相当な州予算が補助金のような形で農家に出ていますから、全部が全部農家だけで回っていくことは難しい問題だと思うのです。ちょうど昭和36年あたりの農地別の割合を見ていったら、畑関係が大変多かった。今のように米の田んぼばかりではなかったもので、どちらかという、そういったときの割合に今、戻していこうという傾向が非常に求められるのではないかと思います。

農林部長がおっしゃったように、転作ですが、結局米の、戸別所得の補償が、転作を行う政策をつくっているにもかかわらず、戸別所得が全部それを帳消しにしてしまうような政策であったということで、あれがもうなくなるということと、米の補償もなくなっていくわけで、逆に言ったら一気に政策的には動いていく時期ではないかと思うので、その準備も含めて、今後政策をお願いしたいと思います。

今度は、生産ではなく販売のほうですが、今、関西広域連合に一部参加していますが、奈良県は産業、農業分野には参加していませんので、ただ座って意見を聞いたりしているのですけれども、和歌山県知事がその担当委員長で、奈良県もぜひ入ってくださいとお声がけをいただいているのです。

T P Pの市場も拡大することを視野において、販売を今後ふやしていこうといった取り組みはされているのですが、もう一方の集約化が全然取り組まれていないのです。これは両面で力入れる必要があるのではないかという意見を申しました。ただ、かなり積極的に販売ルートの拡大ということでやっておられるのです。非常にいいと思ったのが、得意なものだけ、例えば先ほど出ていた柿だけ中に入っていっていったら、合同でやっていますから全体的には経費も安いし、行くところの販売戦略もかなり大きく打っているのですが、奈良県単独でやろうと思えば負担が全部あるから、販売機会回数、コマーシャル回数かなり

少なくなってしまうということもあります。だからといってそれだけの品目が奈良県にあるのかというと、そうでもないし、生産量もないということからすると、ぜひ関西広域連合に参加した上で販売ルートの拡大を目指したほうが非常に有効かつ効果的ではないかと考えているのです。

関西広域連合イコール役に立たなかったから入らないのだというのではなくて、中身を見るとかなり実績も上がっています。井戸兵庫県知事も、メリットがないから入らないという意見はやはりおかしいとおっしゃっていました。関西経済を考えて、全体でよくして、メリットあるものにしていくのが本来の考え方ではないかという意見もおっしゃっていました。ただ、産業はいろいろありますけれども、ぜひ農業分野に限ってということではないですが、農業の分野はかなり効果的ないろいろな施策をやっておられますから、ぜひとも参加していけば、かなりメリットは大きいのではないかと思うのですが、そのあたりのお考えはいかがですか。

○福谷農林部長 本県の場合、関西広域連合に一部参画をしていて、農業分野には参画していないという状況です。

農林部としての考え方を述べますと、先ほど申し上げたように、非常に産出額が少ない中で、いかにきらりと光るかを考えたときに、ある意味、奈良県の特異性を前面に出していかなければいけないと考えています。それが大きく言えばイチゴであるし、柿でもあるし、20数品目決めた大和野菜であると。それを小規模ですけれども、いかに安定的にいいものを出していくかを考えて日々、例えばPR等もやっている状況の中で、当然これも委員がお述べになりましたように、大きなロットを確保できるわけでもないので、そういった意味では本県独自の、奈良らしい農業振興という視点に立って、いずれにしてもやっていかなければいけないと考えているところです。答えになってないかもわかりませんが、以上です。

○川田委員 お考えがあるのはわかるのですが、奈良らしいとよく聞くのですが、結局数値等々を見ていったら、悪いものがほとんどではないですか。奈良らしくていいのだったらいいのですが、そういった考えは余りよくないのではないかと思います。経済圏を考えた場合、結局行政区画は昔の廃藩置県当時の藩がそのまま残っている区画が多いですから、あまり今の経済圏の区画整理とは関係ないと思うのです。だから人口もふえましたけれども、人の行き来も当然昔の関所もないわけですからふえており、奈良県だから、何県だからと考えずに、もう少し広範囲で物事を考えていく視点が必要ではないかと。国は全体を

見ているので、特にそういったところが参考になる資料ではないかと思えます。

もう1点、最後に、大和野菜を東京に流通させたり、販売PRということでやっていますが、何か店を借りてされているのですか。あれは行政財産に入るのですか。賃貸でも、借りていたら行政の施設に入るのかということです。何が疑問かという、何億円もかけて改装し誰かに運営してもらうようにレストランなどに貸して、売り上げの何%だけもらっていますと。それならいくらでも、何億円もかけてやって、それを貸し出すということで、地方自治法には行政目的ではないところに貸し出してはいけないと。何もない、使っていないところを貸し出すのはいいとなっているわけです。だからあのやり方は、どう考えても疑問があります。

まして投資だけそのようにやってしまえば、本当に安く、リスクなく、そういった人にレストランを任せたりなどをどんどんやっていける考え方になるのではないですか。それが一体行政目的に何の関係があるのか。販売のPRなどと言っていますが、それは後づけの材料になって、手法はきちんとやっていくべきではないかと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○竹田マーケティング課長 1月7日に東京白金台でオープンしたときのもりについてのお尋ねかと思えます。こちらについては委員お述べのとおりですけれども、いわゆる民間の施設を賃貸借契約しております。あくまでも民間の施設をお借りして運営事業者を県で募らせていただいて、今の業者が運用している状態です。

その中で、一定の負担金ということで、賃借料、月当たり150万円ほどお支払いしているのですけれども、その約半分で賃貸借契約している県と民間事業者の次の段階として、運営事業者と県で委託契約を結んでいるという状態です。県の財産というよりは民間施設ですので、民間の施設を県が借り受けしている賃貸借物件です。それを餅は餅屋で、運営事業者がございますので、そちらにお任せして、契約方法についても、契約を結ぶに当たっては弁護士とも相談しながら決めているのが現状です。以上です。

○川田委員 きょうはその問題を長々質問しませんが、こちらもそこは調べているのです。その負担金というのも意味がわかりません。地方自治法に書いている負担金の意味と全然違うと思うのですが、言葉だけ使っておられるといっても、何故その言葉が出てくるのかということも含めて、1回研究していただけないですか。それがいいということになって、いくらでも拡大されていったら県民としてはたまったものではないです。

もう1点、そういったPRがあるとされているので、効果の検証もやっていかなけれ

ばいけないので、効果検証の結果を常任委員会でいいと思うのですが、報告いただかないと、やりっ放しで、遠いところであってわからないというのでは、だめだと思います。その辺も最後に要望だけして終わりたいと思います。以上です。

○猪奥委員 鳥獣害の被害について伺いたいと思います。

2年ほど前に一般質問で、鳥獣害の被害、農産物の鳥獣害についてお尋ねしたときに、奈良県の被害の総額は減っていることをお教えいただきましたが、農家にお聞きすると、とても減っているとは思えないような実情があると。かつてこの辺にはイノシシなどいなくて、丹波のほうまでとりにいっていたのに、今は家の前をイノシシがうろうろしているような現状があると。

県の農業の被害額が減っているという算出方法がどうなのかと申し述べましたら、統計の数値だから正しいと認識していると農林部長から答弁も頂戴したところです。県の被害総額は、市町村の被害額を取りまとめていると思うのですがけれども、市町村は農業共済の対象になっているものは、その共済の額を充てて被害額を出しておられますけれども、共済では奈良県は、水稻、麦、柿、梅、茶、大豆と非常にアイテムが限られて、かつ3割以上の被害がないと共済の対象にならないということで、例えばハウレンソウを生産されている農家が半分食い荒らされたとしても、言う先はないわけで、恐らくこういった被害は共済の額には載らないから、奈良県の鳥獣害の被害の総額には入っていないのではないかと思いますので、私の認識が間違っていたら教えてください。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 前回もお尋ねいただき、先ほど言われたように、県は、市町村から窓口で報告いただいています。その根拠も今おっしゃられたように、共済の被害額や、直接市町村の担当者は鳥獣害の担当をされている方もおられますので、そういった方が直接農家から事情聴取して得られた情報もあります。その報告額が全てかというところですが、県としては市町村からいただいた数字を信頼して、それが全てという認識は決して持っていないのですが、当然、我々も直接農家からいろいろな意見を聞いていますので、やはり漏れているものもあるのかという認識はしております。ただ、数字として傾向をつかむ、全体的な県の施策に生かすといったところについては、そういった数字をめどに進めていかざるを得ないのご理解いただきたいと思います。

○猪奥委員 この6個以外の作物の被害に関しては、数値としてほぼ漏れてしまっていると思うのです。

先ほど川田委員の質問で、水稻から稼げる農業へと変えていくためにはつくっていくアイテムを変えていくということでした。アイテムを変えていく先が共済の対象になっていないということですので、奈良県の目指す方向性からしても、実態の被害をきっちりと把握していただくことは、政策を打っていく上では、前も申し上げましたけれども、知事はエビデンスベースと常におっしゃっていますので、鳥獣害対策予算をつけていくベースとなるのは、やはり実態をきっちりと把握していることだと思います。

共済のやり方に準じてやってくださいというのは国の大きな方針ではありますが、共済でしかやっておられない市町村だと、農家は言う先がわからないわけですから、共済の届け出はします。でも、共済の届け出の対象になりませんといった時点で、皆さん泣き寝入りをされているわけです。県民の農作物は農家にとって財ですので、財を守っていくためにも実態把握の適切なあり方を今後、県でもぜひ検討していただきたいと思います。これについて農林部長、ご意見があればお教えいただきたいと思います。

○福谷農林部長 次長が一つの指標であると申し上げましたが、極端に言うと、おかしい言い方かもしれませんが、農林水産省の指示に従ってやっていますので、ことしの被害額の調べ方と10年前の被害額の調べ方は、恐らく一緒です。そういった意味では、次長が申し上げました傾向はある程度把握はできると。ただ、委員お述べのように、確実にその実態をどこまで把握しているかについては、確実に把握しているとはなかなか言えないというのも事実ですので、その辺は例えばお話にありましたように、市町村に照会を出すときに、共済の数字ではなく、できるだけヒアリングをしてやってください、限界はあると思うのですが、そのような、調査の仕方も含めて研究もさせていただきたいと思います。以上です。

○猪奥委員 私も奈良の山手のほうで田んぼを遊びでやっていますけれども、被害は確実にふえていますし、ことしも農業の被害があったから、もう来年はしないという方の声もたくさん聞きました。鳥獣害の被害は農業をやめられる大きなきっかけになりますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

県の取り組みは、4つの柱を立ててやっていただいていますけれども、一番今、力を入れるべきは個体数の調整だと思います。県でも積極的に研修会や免許の試験をしていただいておりますけれども、今、狩猟免許の試験を年2回、6月と9月にしていただいております。猟という視点で考えますと、冬場がシーズンですので、シーズン前のあいている時期に試験が設定されていると思うのですが、農家にとっては、春先や9月頭は稲

刈りの時期でもございますし、いわば農業者にとっては忙しい時期に試験が開催されているわけです。年に2回開催されているのでしたら、もう1回冬場にやっていただくか、年2回のうち1回は農業閑散期にやっていただくか、ぜひとも検討いただきたいと思うのですけれども、お考えをお願いします。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 実際今、6月、9月しか実施していませんし、狩猟免許等を受験、今までどおりの時期に来たら受けようという流れもあると思うのです。ただ、委員お述べのように、最近鳥獣害がふえて、狩猟免許そのものを取る方の層について、直接農業者の方が自分で免許を取って退治しようという取り組みをされています。そういうことを考えますと、農繁期ではない、裏返して冬場、決して冬場は農作業がない方ばかりではないのですけれども、できればどこかの時期で変えなければいけないとは思いますが、できるだけ今のやり方に支障がない範囲で考えていきたいと思えます。

○猪奥委員 よろしくをお願いします。

○乾委員 田んぼの機能活用促進事業について、内容を少し説明していただけますか。

○小林農村振興課長 田んぼの機能活用促進事業について、お答えします。

水田貯留対策は水田の排水溝をコンクリート製の排水ますに変更したり、流出量を抑制する調整板を設置したり、通常約10センチメートルの低い畦畔を30センチメートルにかさ上げるなどの工事によって、水田に降雨を一時的に貯留し、河川への流出量を抑制することにより、下流における浸水被害の軽減や氾濫防止などの効果が期待できるものです。

○乾委員 先月、台風16号による大雨で奈良盆地各地で水があふれ、道路の冠水などが発生しました。最近雨の降り方も変わってきて、内水被害に関する住民の不安も高くなっています。私の地元の広瀬川と曾我川、葛城川に挟まれた地域は流下能力が低く、現在、改良に取り組んでいただいているところです。広瀬川は広陵町大場の下流の一番最後の下流です。その上は大和高田市の松塚ぐらいから広瀬川が流れてきているわけです。

今取り組んでいただいているのはわかるのですが、水田貯留対策は平成24年度より田原本町内で始まり、各市町村で拡大されている取り組みと聞いていますけれども、その成果について教えていただけますか。

○小林農村振興課長 県では平成24年度に田原本町の協力を得まして、3.7ヘクタールの水田で流出を抑制する調整板を試験的に設置しました。その結果、平成24年8月1

4日の時間雨量26ミリメートルの強い降雨において、一時的に約3,400立方メートルを貯水し、約4時間かけて徐々に排水していくことで河川への流出量が抑制されるとともに、水稻の育成にも影響がないことを確認しましたので、水田貯留対策の取り組みを進めてまいりました。現在では、関係市町村の協力を得て、奈良市や広陵町を初め、11市町村で51ヘクタールまで取り組みが拡大しているところです。以上です。

○乾委員 今、広瀬川の下流の大場地区では、大雨が降ると稲の高さぐらいまでは絶えず水つきになるわけです。大場地区には25軒しかないのですが、床下浸水までいく家もあり、避難命令も出ているところもあります。ポンプアップしようにも、できない理由等、いろいろ聞いています。そういうことで、もう見守るしかない現状です。

その中で、こういう取り組みをして、各市町村に投げかけをしていただいているのはよくわかるのですが、大和高田市の松塚地域は、田んぼが多く、ずっと大場地区に近づくと、みんな田んぼばかりですから、大和高田市で先に取り組んでいただいたら、その成果があれば大場地区の水路が今まで以上にはならないと考えているのです。それを県のほうからこのような事情があるので、先にこちらから取り組んでくださいというような投げかけをしていただきたいと思いますと思いますが、どうですか。

○小林農村振興課長 大和高田市域におきましても、現在、約0.8ヘクタールの水田貯留に取り組んでいます。また、水田貯留対策は大和川流域総合治水対策のための対策として、河川課と連携しながら、これまでも浸水区域の上流で取り組んでもらえるように市町村に働きかけてきたところです。今後はさらに市町村や農家に対して研修会や説明会を開催するなど啓発普及に努め、委員お述べのように浸水被害に効果的な区域を優先的に推進するように努めてまいりたいと思います。以上です。

○菅谷農林部次長（農村振興担当） 水田貯留対策の取り組みについて、委員お述べのように、被害が恒常的に起こっているところの上流域で取り組んでもらうことが一番効果が高いということは想定されるわけです。それを市町村や農家の方にもしっかりとわかっていただき、協力いただくために、平成27年度から水田貯留対策の効果的な取り組み、広域的な取り組みにつなげるため、水田貯留について、近畿大学でも研究していただいていますので、連携して貯留状況の分析等を行っているところです。今年度、斑鳩町において降雨量、実際に降雨があったときに水田でどのぐらい貯留できるのか、またその水路にはどのぐらい流出しているのかというような分析調査も進めており、その結果をもとに、広陵町と大和高田市だけではございませんが、流城市町村、どういったところでやっていけ

ば一番いいのか、またそのときに広げていく方策をどうしていくかについて実際にシミュレーションのようなものをしていく分析を今やっているところで、それを生かしながら、今後各市町村に進めていきたいと考えています。やはり農家の理解と、市町村の理解がないとなかなか進みませんので、その啓発をしっかりとる材料を今、整えている状況です。

○乾委員 河川課でも広瀬川改修に対して、この前も井堰の工事をしていただいて、引き続き拡幅工事、河川工事をしていただく中で、百済まで行くのに20年かかるのです。今は人的被害はないのですが、その間にいつ起こるかわからないわけですから、できるだけ広く利用できるような施策をとって、頑張ってくださいようお願いして終わります。

○西川委員 3つほど伺いたいと思います。

奈良の木のブランドということと呼ばれているわけですが、本当に奈良の木がブランドになるのですか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

○中村奈良の木ブランド課長 奈良の木ブランド課ができて、ちょうど4年半になります。もともと、吉野材の吉野杉と、吉野ヒノキという名前が有名です。ブランド化、商標登録もされています。それだけではなくて、奈良県全般にわたる林業の木材産業の普及等ですので、いわゆる吉野林業地域といいますのは、黒滝、東吉野、川上、この地域が言われるのですが、それ以外にも山林がございますので、それら以外の地域の木も含めて、例えば首都圏等々に売り込んでブランド化していきたいと考えております。

○西川委員 私が子どもの時分から、屋久杉というブランド名は聞いて育ちました。吉野杉は60年かかる、もっと原点に戻ってという話をすれば、杉、ヒノキを植え出したのは戦後です。それは経済性が高いということでお植えになったということだろうと思うのですが、原点に戻って、逆にケヤキなどの植林を促すことが百年、二百年の大計に立つならばブランド化になるのではないかと。というのは、日本でほとんど杉、ヒノキが、生育していると理解しているのですけれども、それは間違いですか、どうですか。

○中村奈良の木ブランド課長 杉、ヒノキの植え方ですが、ほかの府県は大体1ヘクタールに2,000本から3,000本植えます。大体間伐をずっと繰り返して、最終50年、60年でしていくという状態ですが、奈良県の吉野林業の場合は、1ヘクタールに1万本から1万2,000本を植えていまして、全く植え方が違うわけです。それによって木の目の細かい、鮮やかな色が出ています。そういう意味では、ほかの府県とは全く違うやり方をしているということで、その辺が一つのブランドと考えています。以上です。

○西川委員 山に日面、日裏があるのはご存じですか。私も小さな山を持っています。父

が私に言いましたのは、家を建てかえるときにこの山の木を切ったら、家の建てかえができるということで、山の守りをしなさいと。実は、2年前に家の新築をしたのですけれども、現実には、経済的に申し上げますと、その山の木を切って家を建てたら2億円ほどかかるということになり、それはかなわないということで、メーカーでつくっていただくと、その半分以下でできるようになったわけです。それから言いますと、やはり非常に長い期間がかかるという中でのデメリットが山にはあると思うのです。

木のブランドという話で、今まででしたら木の生産等についても川上、十津川は大変林業に携わる人が多かった時代はそれでよかったと思います。これから過疎になってくると、それは大変になってくるのではないかと思いますし、できる限り奈良の木ということで高く売れるように努力はしていただきたいと思います。

もう1点、野菜づくり等についての思いを少し述べさせていただきたいと思います。先ほどから奈良の野菜と出ているのですけれども、歴史をひもときますと、奈良は歴史の始まり、飛鳥からの始まりと言われている中で、農林部長もご存じだと思いますが、京都の万願寺とうがらしというブランドで福知山あたりでお売りになって、京都の野菜ということで人気があったわけですが、実は万願寺という寺は御所市の玉手の万願寺しかないのです。関西のどこを探しても、万願寺はそこしかない。

万願寺とうがらしという話を聞き、玉手に行きますと、昔、万願寺から福知山へ養子に行かれた方が万願寺のトウガラシの種を持ってお行きになったと。そして自分のふるさとの郷愁ということで、つくっていただかれたと。それが万願寺とうがらしということで、全て京都にブランドをとられているのです。奈良県人としてそれを再認識しなければいけないと思いますし、京都の商売のうまさをもう一度見直して、奈良に引き戻さなければいけないと思っているところで、大和まなも、2日ほどたつと下の葉が黄色くなるものをF1でみずみずしくということで努力していただいた。大和高田市でおつくりになっていて、それをF1でやりかえていただいた。これも非常にありがたいことだと思っています。

先ほどから営農という話が出ているのですが、実際、農業協同組合等にも営農指導員という名前だけの方がおいでになると。私も畑をつくっているのですけれども、こんなことになったとって見本を持っていくわけです。葉でも見本に持っていくと、オルトランを振ってくださいという簡単な話で終わってしまって、オルトランを正直に振って、2日ほどしてその野菜をとってきたら、家内に、オルトランで消毒したら、10日ほどあけないと食べられませんと言われたので、腹が立ち、農協へ行って、素人にはきちんと教えて

ほしいという話もしたわけです。

それは余談として、営農の中で、本当にその野菜づくりを真剣に研究もし、経験にまさる教師なしということわざがあるように、経験がなかったら営農指導というのはいけないと思うのです。その点で、各農林振興事務所に営農の方がおいでになるということでしたけれども、どのぐらいのキャリアをお持ちの方がおそろいになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 県の各農林振興事務所に普及員が49名おります。4カ所ございますので、各普及所、均等な人数ではございませんが、産地の背景に応じて果樹や水稲、そういったバランスで指導できるような体制をとっています。

農薬の使い方につきましては、当然農協の営農指導の方々等、それがいわゆる販売行為にもつながっていくこともございますので、きちんと指導してもらいたいと思いますし、普及員としては、営農指導の方々の技術指導もやっていきたいと思います。今後特に兼業農家がふえて、直売所等への出荷もありますので、特に農薬の安全については重々指導していかなければならないと思っており、これからもきちんとした指導をしていきたいと思えます。以上です。

○西川委員 今、レタス1個の値段をご存じですか。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 済みません、自分のところで作っているもので、余りわかりません。

○西川委員 今レタスは1個1,000円しています。余談になるかわかりませんが、この間も話を聞いていたら、野菜づくりだけで消費税を1,000万円払ったという農家がありました。それも人数的にいうと、実質従事されているのは3人で、消費税1,000万円払いましたという、年間1億5,000万円ほどの売り上げがあるということで、私も議員を首になったらぜひ野菜づくりに専念したいと一瞬思ったのですが、それは冗談として、一つお願いしたいのは、やはり百姓はこれだけの魅力がありますという一つのモデルというか、一つのパフォーマンスとして、年間消費税を1,000万円もお支払いになる、年間に1億数千万円の売り上げを出されるというような人の経験談を話すような場を設けていただいて、お互いに情報交換をしながら、類は類をもって集まるような形も考えたらどうかということです。そしてまた奈良県は、非常に災害の少ない県です。今、レタス1個1,000円もしているのは台風の影響です。

奈良県はうまく台風が避けていきましたので、そういう災害の少ないというところで、野菜というのは需要と供給のバランスで値段が変わりますので、その利点を生かしながらの野菜づくりも考えていただきたいと思います。水耕栽培等についても非常にお金がかかるといふ農業従事者からの意見もございまして、また、なかなか水耕栽培は逆につくりやすくして難しいというようにおっしゃいますので、水耕栽培のやり方は、タキイ等いろいろな種子をお売りのところは一生懸命研究されて指導されているようですので、そういうところともタイアップを県でしていただき、できるだけ野菜づくりの底辺の拡大を今後ともお図りいただいて、奈良の野菜というブランドを京都に負けないように、頑張りたいとお願ひ申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○福谷農林部長 応援をいただいたと理解させていただいて、少し意見を言わせていただきます。

委員お述べのように、大和野菜は、非常に歴史的な背景、経緯がございまして。その中で、京野菜に負けているというのも事実だと我々は受けとめていまして、今、京野菜と言われるものが、実は大和野菜が発端であるというものも幾らかあるということも認識しています。そういった意味では、これからの販売戦略、PR戦略として、こういうストーリーがあつて、こういう歴史的な背景があるということも、特に奈良県はそういう地域ですので、PRの一つの大きな材料として攻めていけるように頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○中野委員 今、西川委員の農業の応援ということで受け取らせていただきました。今から申し上げることは多分質問にはならないし、答えられないと思ひますが、農業の応援団として一生懸命活動させていただいておりますけれども、ここ数年の間に数件の野焼きについてぼやき話を農家から聞いています。田んぼや畑の中で草を焼いたら、どこかから大きなサイレンが鳴って消防車がやってきました。その後に警察もやってきて、検察庁へ行きなさい、何十万円かの罰金だと。これは、誰も間違つたことをしていないのです。誰かが通報したから消防車が出動した。これは、ルールにのっとつてやっています。警察ももちろんルールにのっとつて処罰をします。当然です。連絡があれば目こぼしができるような時代ではないので、状態にもよるでしょうけれども。

しかし、このことを農政にぶつけても、警察にぶつけても、消防にぶつけても、的確な答えは返つてこないということは百も承知で今、ぼやかせていただいているので、聞いておいてほしいのですけれども、これが今、申し上げた農業の現状なのです。百姓が自分の田

畑で草を焼いて捕まる時代です。この話はどこにもぶつけようがないのです。農林部長、わかってくれますか。しみじみとそんな話を聞いたら、やはり気の毒としか言いようがないのです。このことをどう思われますかと農林部長に聞いても、副知事に聞いても、答えようがないのは百も承知ですが、こういうことが現場ではあることをお互いに頭の中に入れてながら、日々の職務を遂行していただきたいと思うのです。

先ほど言った百姓が自分の田畑で草を焼いて何故捕まるのですか。田畑で草を焼いていたら、火事だといって消防署に電話がかかるのです。そうなったら消防車が出ます。当然です、仕事ですから。これを消防が間違っている、警察が間違っているということは、私も全く思っていないし、その方も思っていないのです。捕まった方も思っていないのですが、複雑な思いで罰金を払うという、その方も百姓とおっしゃっていたので、あえて百姓と言いますけれども、そのような現状があることをお互いに共有しておきたいと思います。

答弁は結構です。お互いにこれで共有できたと理解させてもらいますので、頭に入れておいていただきたい。よろしくお願いします。

○竹田マーケティング課長 数字が出てまいりましたので、今井委員のご質問に答えさせていただきます。

奈良県農産物の首都圏への配送便の実績についてお尋ねだったと思います。平成27年度の実績ですけれども、執行で、850万円の支出をしています。それに対して、首都圏のほうに配送させていただいた売り上げは、1,502万4,000円、1,500万円余りです。量的には、3万446キログラムで、この数字だけでは、比較しづらいということで、平成26年度と比較させていただきます。平成26年度は、委託料を1,110万円、平成27年度は850万円ですので、6割ほど減っているわけです。これは何かといいますと、出荷者のいわゆる自己負担という制度を平成27年度から設けて、全体として平成26年度の委託料の執行額ですけれども、1,110万円が平成27年度は850万円ということになっています。

売り上げですが、平成27年度は1,500万円余りですけれども、平成26年度は1,392万円と、こちらについては約10%の増ということで、予算も限られている中で、出荷者の自己負担をいただきながら、売り上げについては上がっているという状況です。

最後に、物の量ですが、平成27年度は3万446キログラムを、お送りしているのですけれども、平成26年度は1万8,990キログラムで、こちらも伸びています。

数字については以上です。

○今井委員 そうしましたら、実際に運搬していく農家の方にとりましては、配送料の360万円が負担になっていて、個別の方にメリットがあるのかという感じを受けたのですが、売上げのほうは伸びているということですが、100万円ちょっと売上げが伸びていると思うのですけれども、それにプラスして自己負担360万円がふえたということは、実際に行く農家の方にとったら、メリットがどうなのかと思いました。その辺はどうでしょうか。

○竹田マーケティング課長 なかなか細かいところまで個々の分析ができていないですが、必ずしも量を持っていったからといって、物がたくさんでき過ぎてその年の単価が下がったり、逆に不作で単価が上がったり、必ずしも運んだ量と、売上げが比例しないというのが現状です。いずれにしても、首都圏への配送を一つの大きな目標にしている中で、一定の出荷者の自己負担については、必要最小限はお願いしたいということで、平成26年度からそういう取り組みをしているとご理解いただきたいと思います。

○今井委員 首都圏に大和野菜を持っていくということで、奈良県の名前を上げるという意味では一定の役割を果たしているとは感じるわけですが、この前大和まなをつくっている大和高田市の農家を見に行きましたら、大和まながなかなかお店に並んでいないということがありました。首都圏に恐らく持っていつているのだろうと思うのですが、地元の人たちがいつも食べているものが首都圏にも届くというような形にするのが望ましいと感じています。大和高田市が大和まなの産地だということだったのですが、農家でいえば1軒だけでほとんどやっている状況ですので、本当に産地にするのであれば、もっと量をふやして、首都圏にも十分出荷し、奈良県の人もいつも食べられる状況にしていきたいと思いますので、意見を述べさせていただきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

ほかにないようでございますので、これをもちまして農林部の審査を終了します。

次回、10月17日月曜日、午後1時から総括審査を行います。総括審査で特に出席を求め課、室長は、委員の皆さんでございませんか。

それでは、次に進みます。

総括審査の際の質問ですが、各部局別に質問していただいた項目のうち、特に未了のものに限っていただくこと、また各部局別の審査時に総括で質問する旨、ご発言をいただきますようお願いしておりました。なお、万が一部局別審査時に総括で質問する旨の発言をお忘れになった方は、本日中に必ず委員長に申し出をいただきたいと思いますので、よろ

しくお願いします。

それでは、これもちまして本日の会議を終わります。